

## 吹田市外部監査人の資格を証する書面の閲覧期間を定める規則

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項及び第174条の49の33第2項（同令第174条の49の38第1項、第174条の49の39第1項、第174条の49の40第1項及び第174条の49の42第1項において準用する場合を含む。）の規則で定める期間は、当該外部監査契約の締結に係る議会の議決があった日（締結について議会の議決を経ることを要しない外部監査契約にあっては、当該外部監査契約を締結した日）から当該外部監査契約が終了する日までとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。